

千葉県地域リハビリテーション協議会 運営要領の改正について



令和8年3月

千葉県健康福祉部 健康づくり支援課

千葉県地域リハビリテーション協議会運営要領の改正について

改正箇所	概要	理由
(組織) 第3条	改正箇所に、下記記載を追加 5 協議会員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。	・協議会の議事に当たっては、地域リハビリテーション関係機関の意見を広く徴することが必要であり、できるだけ多くの協議会員の出席が望まれる。 ・しかし、やむを得ず欠席となる場合もあるため、当該機関の他の者を代理者として認めるもの。
附則（失効）3	(旧) この要領は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。 (新) この要領は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。	・当要領が今年度末で失効するため、期間の更新を行うもの。

(案)

千葉県地域リハビリテーション協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、「千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第2の1の規定により開催する「千葉県地域リハビリテーション協議会」（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

なお、本協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2の2及び3の規定による千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整に関すること
- (2) 地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事項
- (3) その他、地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関の代表等から構成（以下「協議会員」という。）し、その人数は20名以内とする。

2 協議会に会長及び副会長各1名を置くこととし、協議会員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会の議長を務め、協議会を統括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 協議会員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(会 議)

第4条 協議会は、必要に応じて県が招集する。

2 県は、協議会において、必要に応じ、地域でのリハビリテーション利用者等の代表から意見を聴くことができる。

3 県は、必要があると認めるときは、協議会員以外の者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第5条 協議会に、次の検討部会を置くことができる。

(1) 地域リハビリテーション検討部会

(2) その他協議会が必要と認める検討部会

2 検討部会の構成員は、9名以内とし、会長が指名した者とする。

3 検討部会には、構成員の互選により座長を置き、座長は検討部会の会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会及び検討部会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

(その他)

(案)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成29年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 「地域リハビリテーション協議会運営要綱」は、廃止する。

(失効)

3 この要領は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。

(施行期日)

1 この要領は平成29年10月6日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項）

公益社団法人千葉県医師会
一般社団法人千葉県歯科医師会
公益社団法人千葉県看護協会
一般社団法人千葉県理学療法士会
一般社団法人千葉県作業療法士会
一般社団法人千葉県言語聴覚士会
一般社団法人千葉県社会福祉士会
一般社団法人千葉県老人保健施設協会
一般社団法人千葉県訪問看護ステーション協会
一般社団法人千葉県介護支援専門員協議会
千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会
千葉県市町村保健活動連絡協議会
千葉県保健所長会
千葉県リハビリテーション支援センター
地域リハビリテーション広域支援センター
その他県が必要と認める機関

千葉県地域リハビリテーション協議会運営要領 新旧対照表

改正 (案)	現行
<p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 協議会は、別表に掲げる機関の代表等から構成 (以下「協議会員」という。) し、その人数は 20 名以内とする。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長各 1 名を置くこととし、協議会員の互選によってこれを定める。</p> <p>3 会長は、協議会の議長を務め、協議会を統括する。</p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>5 <u>協議会員はやむを得ない事情があるときは、代理者を出席させることができる。</u></p> <p>第 4 条～第 7 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>3 この要領は、<u>令和 11 年 3 月 31 日</u>に限り、その効力を失う。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 協議会は、別表に掲げる機関の代表等から構成 (以下「協議会員」という。) し、その人数は 20 名以内とする。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長各 1 名を置くこととし、協議会員の互選によってこれを定める。</p> <p>3 会長は、協議会の議長を務め、協議会を統括する。</p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 条～第 7 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>3 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。</p> <p>(新設)</p>